

第 35 号 議 案

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成15年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途） 第 4 条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第 2 （い）項のうち、次に掲げる用途以外の用途とする。 （1）及び（2） 略 <u>（3） 前条第 1 項の規定による条例で指定する土地の区域を有する市町村が</u> <u>法第18条の 2 の基本方針に基づき定める住宅</u>	（法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途） 第 4 条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第 2 （い）項のうち、次に掲げる用途以外の用途とする。 （1）及び（2） 略

附 則

（施行期間）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に都市計画法第29条、第35条の 2 又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分が

されていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

市街化調整区域の指定区域内（50戸連たん制度）において、都市計画マスタープランの施策として行う地域コミュニティ維持等を目的とした開発行為等については、市町により住宅の用途を別に定めることができるよう、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。